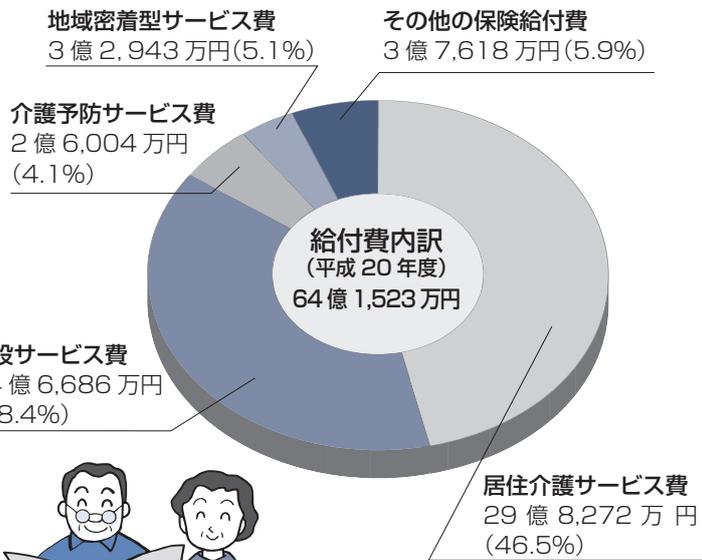
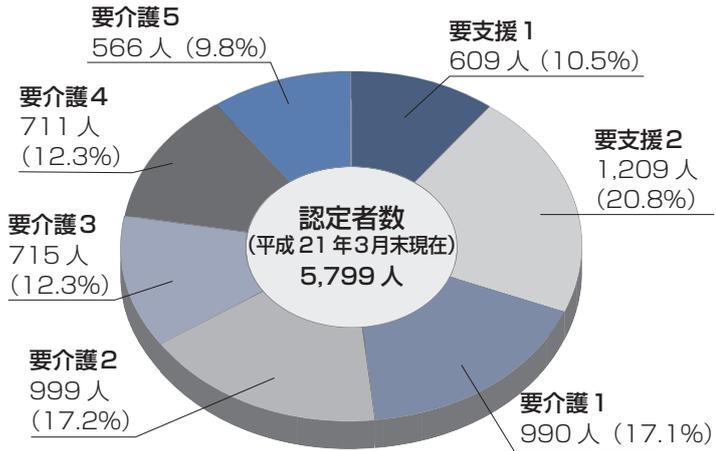


介護保険制度が始まった平成12年度から市内の要支援・要介護認定者数は、平均すると年々13.7%ずつ増えており、平成21年3月末現在の1号被保険者（65歳以上）の認定者数内訳は右表のとおりで、対前年比で2.8%増となっています。

一方、給付費は、平均すると年々8.9%ずつ増えており、平成20年度については対前年度比で4.2%増となり、サービス体系別の内訳は表のようになっています。



市の要支援・要介護認定者数とサービス体系別給付費内訳

介護保険制度のしくみ

40歳以上の皆さんが納める保険料などを財源として、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できるしくみです。

介護サービスを利用するためには、要支援または要介護認定が必要です。

また、認定を受けるためには、申請が必要です。

保険者 (伊賀市)
 * 介護保険制度を運営します
 * 保険証を交付します
 * 要介護認定を行います
 * 介護サービスの確保や整備をします

要介護認定の申請 / 要介護認定・保険証の交付

被保険者のみなさん
 * 保険料を納めます
 * サービスを利用するための申請をします
 * サービスを利用して、利用者負担を支払います

利用者負担 (1割) の支払い / 介護サービスの提供

サービス事業者
 (社会福祉法人・医療法人・民間企業・非営利組織など)
 * 所在地都道府県や市町村の指定を受けます
 * 在宅サービス・施設サービスを提供します

介護報酬 (9割) の支払い

保険料の納め方

保険料の納付は、年金からの天引き (特別徴収) が基本ですが、一部、納付書か口座振替での納付 (普通徴収) の場合があります。

① 特別徴収の場合
 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円 (月額1万5千円) 以上の人は、年金から保険料を天引きしますので被保険者の人が改めて納付の手続きをする必要はありません。

② 普通徴収の場合
 特別徴収の対象とならない人については市から送付する納付書か口座振替で納めます。

※ 特別徴収の対象とならない人
 ○ 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円 (月額1万5千円) 未満の人

○ 年金の年額が18万円以上で次に該当する人
 * 年度途中で65歳に到達し、第1号被保険者となった人
 * 年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人
 * 年度当初4月1日の時点で年金を受けていなかった人
 * 年金の現況届けの提出が遅れた人
 * 年金を担保にして資金の貸付を受けた人
 ○ 老齢福祉年金を受給している人

納付書で納める人へ
 保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、口座振替の手続きをするとなお忘れもなく便利です。
 ※ 口座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓口にあります

【問い合わせ】 本庁介護高齢福祉課

☎ 26-3939 (介護認定・介護サービスについて)

☎ 26-3940 (介護保険料について)